

令和 2 年 12 月定例会
令和 2 年 11 月 30 日

市 長 説 明 要 旨

【日程第 3】

ただいま議題となりました議案第 118 号から議案第 120 号までの条例案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 118 号は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第 119 号は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を改定するものであります。

次に、議案第 120 号は、特別職の職員の給与改定に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

以上、提案理由について ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

【日程第 4】

本日、令和 2 年 12 月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、男鹿みなど市民病院の発熱外来開設についてであります。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、県では、発熱等の症状がある方が、地域の医療機関で安心して受診、検査が受けられる体制の整備を進めております。

男鹿みなど市民病院では、秋田県診療・検査医療機関の指定を受け、明日から特設の発熱外来を開設いたします。

市民の皆様には、受診の仕方、電話番号等を記載したチラシを広報「おが」12月号に折り込み、周知してまいります。

なお、これまで運営しておりました「男鹿潟上南秋地区新型コロナウイルス感染症対策検査センター」は、本日をもって閉鎖いたします。

市民の皆様におかれましては、引き続き、基本的な感染対策に加え、適切な感染防止策に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

次に、男鹿みなと市民病院の経営改善の取組についてであります。

男鹿みなと市民病院では、今年度、経営コンサルタントの実行支援を受け、経営改善の取組を進めております。

4月から9月までの上半期における、取組による経済効果を1,851万4,000円と算定しております。

また、本年度の年間経済効果を5,661万1,000円と見込んでおります。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありますが、引き続き、経営改善の取組を推進してまいります。

次に、令和2年度明日を創る新成人の集い「男鹿市成人式」についてであります。

来年1月10日に開催予定としておりますが、コロナ禍での開催となるため、密にならないように、卒業中学校別に控室を設け入場してもらうとともに、会場では座席を指定するほか、来賓は招待せず、式典の内容を一部変更し時間を短縮するなど、万全の感染防止対策を講じた上で開催してまいります。

次に、第58回なまはげ柴灯まつりについてであります。

来年2月12日から14日までの日程で開催予定としておりますが、コロナ禍での開催となるため、事前予約制の導入や入場者数

を制限するなど、万全の感染拡大防止対策を講じた上で開催してまいります。

なお、事前予約の申込みは、明日から特設サイト等で受付を開始いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応として実施している主な経済対策の実施状況についてであります。

観光業者への支援策では、「緊急宿泊支援事業」において、11月26日現在、7,264人、1億122万1,923円の利用があり、補助予定額は3,629万4,615円となっております。

また、「緊急観光施設利用促進事業」において、先月21日にプレミアムパスポートが完売し、販売数は8,929枚となっております。

市内事業者の支援策では、「プレミアム付商品券補助事業」において、プレミアム率20パーセントの商品券を総額7億2,000万円分発行し、先月16日に完売したところでありますが、10月末現在で約5億円の利用となっております。

今後は、プレミアム付商品券の有効使用期間が年内となっていることから、引き続き商工会と連携し広報「おが」やホームページ、防災行政無線等を活用して、期限までに使用して頂くよう市民の皆様に周知してまいります。

農業関係者の支援策では、「市内直売所販売手数料支援事業」において、市内4直売所の会員に対し10月分まで約418万円を支給しております。

畜産関係者の支援策では、「肉用牛肥育経営緊急支援事業」において、2肥育農家に対し8月分まで30万円を支給しております。

漁業関係者の支援策では、「新型コロナウイルス感染症対策緊

急支援金支給事業」において、支給対象者 51 人に対し 1,020 万円の支給を完了しております。

また、「新型コロナウイルス感染症対策漁業持続化支援事業」において、個人漁業者及び漁業法人合わせて 115 人に対し、1,330 万円を支給しております。

次に、観光の状況についてであります。

本年 8 月から 10 月における観光客の日帰り客数は、8 月が 21 万 6,991 人、9 月が 18 万 8,746 人、10 月が 17 万 8,052 人で、昨年同期と比較して 8 月が 64.8 パーセントの減、9 月が 7.6 パーセントの減、10 月が 3.9 パーセントの増となっております。

また、宿泊客数は、8 月が 9,499 人、9 月が 1 万 132 人、10 月が 1 万 4,804 人で、昨年同期と比較して 8 月が 43.6 パーセントの減、9 月が 25 パーセントの減、10 月が 20.5 パーセントの増となっております。

この要因についてであります。8 月は新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大したことによる移動の自粛によるもの、9 月以降は市の緊急宿泊支援事業、県のプレミアム宿泊券の発行、国の GoTo キャンペーンなどの施策により観光客の動きが回復したことによるものと考えております。

次に、雇用情勢についてであります。

9 月末現在の秋田県の有効求人倍率は 1.23 倍となっております。

一方、ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は 0.87 倍となっており、昨年同期と比較して 0.31 ポイントの減となっております。

次に、オガレの状況についてであります。

10 月末現在のレジ通過者数は約 13 万 8,000 人総売上げでは約 2 億 2,900 万円となっており、前年同期の累計と比較しますと、レ

ジ通過者数で約 1 万 7,000 人の減、総売上げで約 1,900 万円の減と伺っております。

次に、農業の状況についてであります。

水稲は天候に恵まれ、本市を含む県中央部の作況指数は、104 の「やや良」となっております。

品質については、一等米比率が 91.2 パーセントで平年並みとなっております。

JA 秋田なまはげや主食集荷業者によりますと、主食用米の買入れ状況は、出荷契約数量 15 万 3,000 俵に対し、今月 19 日現在の買入れ数量は 17 万 3,000 俵、約 113 パーセントとなっております。

メロンは、出荷数量で 21 パーセント程度前年を下回りましたが、販売単価で 24 パーセント上回り、販売金額は前年対比約 97 パーセントの 1 億 1,802 万円となっております。

和梨は、春先の低温、霜、雹の被害により、出荷数量で 34 パーセント程度前年を下回りましたが、販売単価で 44 パーセント上回り、販売金額は前年比約 95 パーセントの 1 億 5,800 万円となっております。

転作大豆は、刈取り作業が終了し、現在、選別作業を進めているところでありますが、長雨による品質低下が目立つ状況となっております。

また、秋田県たばこ耕作組合によりますと、葉たばこは、今月 25 日から出荷が始まり、本日で終了予定ですが、長雨による被害の拡大があり、減収の見込みと伺っております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本年 1 月から 10 月までの漁獲量は 2,868 トン、漁獲金額は 8 億 5,691 万円で、去年同期と比

較し、漁獲量で 170 トン、6 パーセントの増、漁獲金額では、2,145 万円、2 パーセントの減となっております。

また、今年のハタハタの沖合底引き網漁は、今月 1 日に初水揚げがあり、今月 25 日現在の漁獲量は 2.9 トンとなっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、条例案についてであります。

議案第 121 号は、非常勤職員の育児休業等に関し、育児休業をすることができる期間など必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 122 号は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 123 号は、消防団員の処遇改善を目的として、消防団員の費用弁償を引き上げるものであります。

次に、議案第 124 号は、工場等の新增設の促進を図り本市産業経済の振興に資することを目的に、奨励措置の対象となる工場等の新增設の工事着手期限を 5 年間延長するものであります。

次に、議案第 125 号は、男鹿駅周辺を人々が集い、交流する場として広く市民に供するとともに、新たな事業展開を目指す者等を支援することにより、地域経済の発展及び新たな活力の創出を図るため、男鹿駅周辺広場の設置に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 126 号の「男鹿市総合計画について」は、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする男鹿市総合計画を定めるものであります。

次に、議案第 127 号から議案第 148 号までの指定管理者の指定

22 件については、本市の公の施設について令和 3 年 4 月以降の指定管理者をそれぞれ指定するものであります。

次に、議案第 149 号の「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、同組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するものであります。

次に、予算案についてであります。

議案第 150 号の一般会計補正予算は、ふるさと納税返礼業務費、放課後児童 健全育成事業補助金 返還金、個人番号カード交付事業費、感染症予防事業費、教師用教科書・指導書購入費のほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 2 億 130 万円を追加するものであります。

次に、議案第 151 号から議案第 154 号までの各特別会計の補正予算については、前年度決算による調整のほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

次に、議案第 155 号の男鹿みなと市民病院事業会計補正予算については、入院外来収益及び経常経費並びに資本関係費の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

次に、議案第 156 号から議案第 160 号までの上水道、ガス及び下水道事業会計並びに各集落排水事業会計の補正予算については、収支全般の見直しを図ったほか、給与改定及び職員の異動調整による人件費を措置したものであります。

次に、報告第 10 号については、公用車運転中の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について報告するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

